

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例

周南市企業立地促進条例（平成16年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類E－製造業に定める事業（以下「製造業」という。）を営む者

イ 日本標準産業分類中分類44－道路貨物運送業、中分類45－水運業、中分類47－倉庫業、中分類48－運輸に附帯するサービス業又はこれらに類する事業であって製造業と密接に関連する事業（以下「物流業」という。）を営む者

ウ 将来の成長が見込まれ、市内企業の技術又は地域資源の活用が期待できる事業として規則で定める事業（以下「重点立地促進事業」という。）を営む者

（2） 事業所等 事業者が前号アからウまでのいずれかの事業の用に直接供する施設をいう。

第2条第3号中「研究開発」を「重点立地促進事業に係る研究開発」に改め、同条第7号ただし書中「生産」を「生産量若しくは取扱量」に、「製品」を「生産製品若しくは取扱製品」に、「及び環境」を「で、かつ、環境」に改め、同条第12号中「償却資産」を「償却資産（以下「投下固定資産」という。）」に改め、同条第15号中「、研究所において専ら」を「、事業者が当該研究所において雇用し、専ら」に改める。

第3条の見出しを「指定事業者の指定」に改め、同条第1項中「市内に設置する」の次に「ことが見込まれる」を加え、同項第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 営業開始日における新規雇用従業員が大企業者にあつては10人以上、中小企業者にあつては3人以上であること（製造業又は物流業を営む事業者が事業所等を新設する場合に限る。）。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる奨励金の額及び交付の時期は、別表第2に定めるとおりとする。

第4条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定による奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、交付申請をしなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則で定めるところにより、交付決定をするものとする。

第7条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第3条第1項に規定する要件のいずれかを欠くに至つたと認めたとき。

第8条第1項を次のように改める。

第3条に規定する指定事業者の指定及び奨励措置の対象とする施設について審議するため、周南市事業所等設置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

別表第1中「製造業」の次に「又は物流業」を加え、「ただし、事業所等の新設の場合は、新規雇用従業員が営業開始日に10人（中小企業者にあつては3人）以上の場合に限る。」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

奨励金の 類型	奨励金の額	1 指定当 たりの限度額	交付の時期
1 事業 所等設	(1) 大企業者 ア 基準年度から起算して	3 億円	基準年度から起算し て2年度間における

置 奨 励 金	2年度間における各年度の指定事業者の投下固定資産に係る固定資産税の2分の1に相当する額 イ 5,000平方メートル以上の土地取得を伴う事業所等については、基準年度から起算して2年度間における各年度の指定事業者の投下固定資産に係る固定資産税の10分の6に相当する額		各年度の翌年度以降
	(2) 中小企業者 基準年度から起算して3年度間における各年度の指定事業者の投下固定資産に係る固定資産税に相当する額	1 億円	基準年度から起算して3年度間における各年度の翌年度以降
2 雇用 奨励金	(1) 新規雇用従業員（障害者及び研究者を除く。）次のいずれの要件にも該当する場合に、1人につき1回限り20万円 ア 雇用開始の日が営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間であること。 イ 雇用開始の日（雇用開始後に市内に転入した場合は転入日）から交付申	2,000万円	基準年度の翌年度以降

	請までの間、1年以上継続して雇用されていること。 ウ イに定める間、継続して本市に住所を有していること。 エ 指定事業者における本市に住所を有する従業員数が営業開始日から交付申請までの間、減少しないこと。	
	(2) 新規雇用従業員（障害者） 次のいずれの要件にも該当する場合に、1人につき30万円 ア 雇用開始の日が営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間であること。 イ 雇用開始の日（雇用開始後に市内に転入した場合は転入日）から交付申請までの間、1年以上継続して雇用されていること。 ウ イに定める間、継続して本市に住所を有していること。 エ 指定事業者における本	基準年度の翌年度以降の3年度間

	市に住所を有する従業員数が営業開始日から交付申請までの間、減少しないこと。 (3) 当該障害者が2年以上継続して雇用され、かつ、前号ウ及びエの要件に該当する場合は、2年度目に30万円 (4) 当該障害者が3年以上継続して雇用され、かつ、第2号ウ及びエの要件に該当する場合は、3年度目に30万円		
3 研究者集積奨励金	次のいずれの要件にも該当する場合に、1人につき1回限り50万円 (1) 研究者が、市外から当該研究所に異動（新規雇用を含む。）した日が、営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間であること。 (2) 研究者が、前号に定める異動日（異動後に市内に転入した場合は転入日）から交付申請までの間、1年以上継続して重点立地促進事業に係る研究開発に専従	5,000万円	基準年度の翌年度以降

	していること。 (3) 前号に定める間、継続して本市に住所を有すること。 (4) 指定事業者における本市に住所を有する研究者数が営業開始日から交付申請までの間、減少しないこと。		
--	---	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の周南市企業立地促進条例の規定に基づき指定事業者となった者に対する奨励金については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市企業立地促進条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）大分類E－製造業に定める事業又は規則で定める将来の成長が見込まれ市内事業者の技術若しくは地域資源の活用が期待できる事業（以下「重点立地促進事業」という。）を営む者</u> <u>イ 規則で定める地域に立地する者</u> <u>(2) 事業所等 次のいずれかに該当する施設をいう。</u> <u>ア 事業者がその事業の用に供する施設又は生産の維持向上に必要な施設</u> <u>イ 規則で定める地域に立地する施設</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類E－製造業に定める事業（以下「製造業」という。）を営む者</u> <u>イ 日本標準産業分類中分類44－道路貨物運送業、中分類45－水運業、中分類47－倉庫業、中分類48－運輸に附帯するサービス業又はこれらに類する事業であって製造業と密接に関連する事業（以下「物流業」という。）を営む者</u> <u>ウ 将来の成長が見込まれ、市内企業の技術又は地域資源の活用が期待できる事業として規則で定める事業（以下「重点立地促進事業」という。）を営む者</u> <u>(2) 事業所等 事業者が前号アからウまでのいずれかの事業の用に直接供する施設をいう。</u>

現行	改正案
(3) 研究所 事業所等のうち、<u>研究開発</u>の用に供する施設をいう。 (4)～(6) (略) (7) 更新 市内に事業所等を有する事業者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。ただし、既存設備より<u>生産</u>が增強される場合又は<u>製品</u>の高付加価値化が推進される場合 <u>及び環境</u>への負荷が軽減される場合に限る。 (8)～(11) (略) (12) 投下固定資産総額 事業所等の設置のため、営業開始日までに取得した事業用資産のうち、土地（営業開始日前3年以内に取得したものに限る。） 、建物及び<u>償却資産</u>の取得額の合計額をいう。 (13)・(14) (略) (15) 研究者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の課程を修了した者又はこれと同等以上の専門的知識を有する者で、<u>研究所において専ら研究開発の業務に従事するものをいう。</u>	(3) 研究所 事業所等のうち、<u>重点立地促進事業に係る研究開発</u>の用に供する施設をいう。 (4)～(6) (略) (7) 更新 市内に事業所等を有する事業者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。ただし、既存設備より<u>生産量若しくは取扱量</u>が增強される場合又は<u>生産製品若しくは取扱製品</u>の高付加価値化が推進される場合 <u>で、かつ、環境</u>への負荷が軽減される場合に限る。 (8)～(11) (略) (12) 投下固定資産総額 事業所等の設置のため、営業開始日までに取得した事業用資産のうち、土地（営業開始日前3年以内に取得したものに限る。） 、建物及び<u>償却資産（以下「投下固定資産」という。）</u>の取得額の合計額をいう。 (13)・(14) (略) (15) 研究者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の課程を修了した者又はこれと同等以上の専門的知識を有する者で、<u>事業者が当該研究所において雇用し、専ら研究開発の業務に従事するものをいう。</u>
<u>(指定)</u> 第3条 市長は、次の各号のいずれの要件も備える事業所等を市内に設置する事業者のうち、第1条に定める目的に資すると認められるものを次条の奨励措置を受ける事業者（以下	<u>(指定事業者の指定)</u> 第3条 市長は、次の各号のいずれの要件も備える事業所等を市内に設置する <u>ことが見込まれる事業者</u>のうち、第1条に定める目的に資すると認められるものを次条の奨励措置を受

現行	改正案
「指定事業者」という。)に指定することができる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) <u>事業所等の営業開始日が、平成26年4月1日以降であること。ただし、中小企業者においては、この限りでない。</u> (5)・(6) (略) 2・3 (略) (奨励措置) 第4条 (略) <u>2 前項各号に掲げる奨励金の額は別表第2に定めるとおりとし、基準年度の翌年度以降に交付する。</u>	ける事業者（以下「指定事業者」という。）に指定することができる。 (1) (略) (2) <u>営業開始日における新規雇用従業員が大企業者にあつては10人以上、中小企業者にあつては3人以上であること（製造業又は物流業を営む事業者が事業所等を新設する場合に限る。）。</u> (3) (略) (4) (略) (5)・(6) (略) 2・3 (略) (奨励措置) 第4条 (略) <u>2 前項各号に掲げる奨励金の額及び交付の時期は、別表第2に定めるとおりとする。</u> <u>3 第1項の規定による奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、交付申請をしなければならない。</u> <u>4 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則で定めるところにより、交付決定をするものとする。</u>

現 行	改 正 案
(指定の取消し等) 第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) 2 (略) (審議会) 第8条 <u>第3条に規定する事業所等の指定の適正化を図るため、周南市事業所等設置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u> 2 (略) 附 則 1 (略) (有効期間) 2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。 3・4 (略)	(指定の取消し等) 第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。 <u>(1) 第3条第1項に規定する要件のいずれかを欠くに至ったと認めたとき。</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 2 (略) (審議会) 第8条 <u>第3条に規定する指定事業者の指定及び奨励措置の対象とする施設について審議するため、周南市事業所等設置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u> 2 (略) 附 則 1 (略) (有効期間) 2 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。 3・4 (略)

現 行				改 正 案			
別表第 1 （第 3 条関係）				別表第 1 （第 3 条関係）			
施 設 の 類 型		投下固定資産総額		施 設 の 類 型		投下固定資産総額	
製 造 業 に 係 る 施 設		5 億 円 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 2,000 万 円 ） 以 上 で、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が 2 億 5,000 万 円 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 1,000 万 円 ） 以 上 で あ る こ と 。 <u>た だ し、事 業 所 等 の 新 設 の 場 合 は、新 規 雇 用 従 業 員 が 営 業 開 始 日 に 10 人 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 3 人 ） 以 上 の 場 合 に 限 る。</u>		製 造 業 <u>又 は 物 流 業</u> に 係 る 施 設		5 億 円 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 2,000 万 円 ） 以 上 で、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が 2 億 5,000 万 円 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 1,000 万 円 ） 以 上 で あ る こ と 。	
（略）				（略）			
<u>別表第 2 （第 4 条関係）</u>				<u>別表第 2 （第 4 条関係）</u>			
奨 励 金 の 類 型		奨 励 金 の 額	限 度 額	交 付 時 期			
1 事 業 所 等 設 置 奨 励 金		基 準 年 度 か ら 起 算 し て 2 年 度 間 に お け る 各 年 度 の 指 定 事 業 者 の 投 下 固 定 資 産 に 係 る 固 定 資 産 税 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 額 （ 中 小	3 億 円 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 1 億 円 ）	基 準 年 度 か ら 起 算 し て 2 年 度 間 に お け る 各 年 度 の 翌 年 度 （ 中 小 企 業 者 に あ っ て は 基 準 年 度 か ら 起 算 し て 3 年 度 間 に お け る 各 年			

奨 励 金 の 類 型		奨 励 金 の 額	1 指 定 当 た り の 限 度 額	交 付 の 時 期
1 事 業 所 等 設 置 奨 励 金		（ 1 ） 大 企 業 者 ア 基 準 年 度 か ら 起 算 し て 2 年 度 間 に お け る 各 年 度 の 指 定 事 業 者 の 投 下 固 定 資 産 に 係 る 固 定 資 産 税 の 2 分 の 1	3 億 円	基 準 年 度 か ら 起 算 し て 2 年 度 間 に お け る 各 年 度 の 翌 年 度 以 降

現 行				改 正 案			
	企業者にあつては 基準年度から起算 して3年度間にお ける各年度の指定 事業者の投下固定 資産に係る固定資 産税に相当する 額)		度の翌年度)		に相当する額 イ 5,000平方メー トル以上の土地取 得を伴う事業所等 については、基準 年度から起算して 2年度間における 各年度の指定事業 者の投下固定資産 に係る固定資産税 の10分の6に相当 する額		
					(2) 中小企業者 基 準年度から起算して 3年度間における各 年度の指定事業者の 投下固定資産に係る 固定資産税に相当す る額	1 億円	基準年度か ら起算して 3年度間にお ける各年度 の翌年度以 降

現 行				改 正 案			
2 雇 用 奨 励 金	(1) 新規雇用従業員（研究者は除く。）1人につき20万円。ただし、当該事業所等の設置により、指定事業者の本市に住所を有する従業員数が減少しない場合に限る。 (2) 前号に規定する新規雇用従業員が障害者である場合は、同号に掲げる額に1人当たり10万円を加算した額	2,000万円	(1) 新規雇用従業員 次のいずれの要件にも該当する場合に、1回に限り交付するものとする。 ア 雇用開始の日が営業開始日前1年から開始後2年までの間であること。 イ 雇用開始の日から規則で定める交付申請時（以下「交付申請時」という。）まで1年以上継続して雇用され、その間継続して本市に住所を有すること。 (2) 新規雇用従	2 雇 用 奨 励 金	(1) 新規雇用従業員（障害者及び研究者を除く。） 次のいずれの要件にも該当する場合に、1人につき1回限り20万円 ア 雇用開始の日が営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間であること。 イ 雇用開始の日（雇用開始後に市内に転入した場合は転入日）から交付申請までの間、1年以上継続して雇用されていること。 ウ イに定める間、継続して本市に住所を有していること。 エ 指定事業者にお	2,000万円	基準年度の翌年度以降

現行

改正案

業員が障害者である場合 交付を始めた年度から３年度間交付する。

(３) 前２号の規定による交付は、規則で定める従業員雇用状況表を提出した年度の翌年度（新規雇用従業員が障害者である場合における２回目以降の交付は、当該新規雇用従業員が引き続き１年間雇用されたごと）に行う。

ける本市に住所を有する従業員数が営業開始日から交付申請までの間、減少しないこと。

(２) 新規雇用従業員（障害者） 次のいずれの要件にも該当する場合に、１人につき30万円

ア 雇用開始の日が営業開始日の１年前から営業開始日の２年後までの間であること。

イ 雇用開始の日（雇用開始後に市内に転入した場合 は転入日）から交付申請までの間、１年以上継続して雇用されていること。

基準年度の翌年度以降の３年度間

現 行

改 正 案

ウ イに定める間、
継続して本市に住
所を有しているこ
と。

エ 指定事業者にお
ける本市に住所を
有する従業員数が
営業開始日から交
付申請までの間、
減少しないこと。

(3) 当該障害者が2
年以上継続して雇用
され、かつ、前号ウ
及びエの要件に該当
する場合は、2年度
目に30万円

(4) 当該障害者が3
年以上継続して雇用
され、かつ、第2号
ウ及びエの要件に該
当する場合は、3年
度目に30万円

現 行				改 正 案					
3	研 究 者 集 積 奨 励 金	研究者 1 人につき 50 万円。ただし、当該指定に係る事業所等が研究所であり、かつ、当該研究所の設置により、指定事業者の本市に住所を有する研究者数が減少しない場合に限る。	5,000 万円	(1) 次のいずれの要件にも該当する場合に 1 回に限り交付するものとする。 ア 研究者が、重点立地促進事業における研究開発に新たに専従する者であること。 イ 研究者が、市外の事業所等から当該事業所等に異動（新規雇用を含む。）した日が、営業開始日前 1 年から開始日後 2 年までの間であること。 ウ 研究者が、イに定める異動日（異動後に市内	3	研 究 者 集 積 奨 励 金	次のいずれの要件にも該当する場合に、1 人につき 1 回限り 50 万円 (1) 研究者が、市外から当該研究所に異動（新規雇用を含む。）した日が、営業開始日の 1 年前から営業開始日の 2 年後までの間であること。 (2) 研究者が、前号に定める異動日（異動後に市内に転入した場合は転入日）から交付申請までの間、1 年以上継続して重点立地促進事業に係る研究開発に専従していること。 (3) 前号に定める間、継続して本市に住所を有すること。 (4) 指定事業者にお	5,000 万円	基 準 年 度 の 翌 年 度 以 降

現行

改正案

に転入した場合
は転入日）から
交付申請時まで
1年以上継続し
て重点立地促進
事業の研究開発
に専従し、その
間継続して本市
に住所を有する
こと。

（２）前号の規定
による交付は、
規則で定める従
業員雇用状況表
を提出した年度
の翌年度に行
う。

ける本市に住所を有
する研究者数が営業
開始日から交付申請
までの間、減少しな
いこと。